

白沢台建築協定（白沢台建築協定条文抜粋）

【建築物等の制限】

- 1.(1)建築物の用途は次に掲げる建築物以外は建築してはならない。
 - ア.住宅（1戸建専用住宅に限る。）
 - イ.住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので、建築基準法施行令第130条の3に該当するもの。
 - ウ.託児所、その他これらに類するもの。
 - エ.診療所
 - オ.巡査派出所、公衆電話ボックスその他これらに類するもので、公益上必要な建築物。
 - カ.前各号の建築物に付属するもので、延べ面積が30平方メートル以内の建築物。ただし、次の付属建築物は認めない。
 - (ア)自動車車庫で2階以上にあるもの
 - (イ)畜舎で15平方メートルを超えるもの。
 - (ウ)日常必要とする以上の危険物の貯蔵又は処理に関するもの。
 - (2)地階を除く階数は2以下とする。
 - (3)建築物の最高の高さは、敷地の地盤面から10メートルを超えてはならない。
 - (4)建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5メートルを加えた数値以下でなければならない。
 - (5)建築面積（同一敷地内に付属建築物がある場合においては、その建築面積の合計。）の敷地面積に対する割合は10分の6を超えてはならない。
 - (6)外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離は1メートル以上とする。ただし、別棟とした付属建物で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積が20平方メートル以内の建築物はこの限りでない。また、駐車場及び車庫に限っては建築協定施行規則の定めによることができる。
 - (7)便所は水洗式としなければならない。
 - (8)へいは、原則として、生垣、四つ目垣、鋼製ネット又はパイプフェンス等とする。
 - (9)建築物等の色彩及び形態は健全な住宅地にふさわしいものとする。
 - (10)敷地の区画の変更または著しい形質の変更を行ってはならない。
 - (11)敷地保全上、土砂流出については、常時安全な状態を維持するように努めなければならない。
 - (12)敷地内の空地は周囲の環境との調和を図るよう緑化等に努めなければならない。
- 2.前項各号に定める基準によるほか、建築基準法並びに関係諸条例（愛知県諸条例を含む。）及び別に定める建築協定施行規則の定めによる。